

改正内容の概要

秋田市災害危険区域に関する条例を一部改正し、現在指定している区域に加えて、雄和種沢地区の一部についても、災害危険区域に指定し、住居の用に供する建築物の建築を制限することを予定しています。

秋田市災害危険区域に関する条例（改正案）

1 指定範囲

指定する区域は、災害危険基準高（平成29年7月洪水と同程度の雨量の降雨が生じた際の畑沢川のピーク時の水位（湛水位））より標高の低い土地となる。

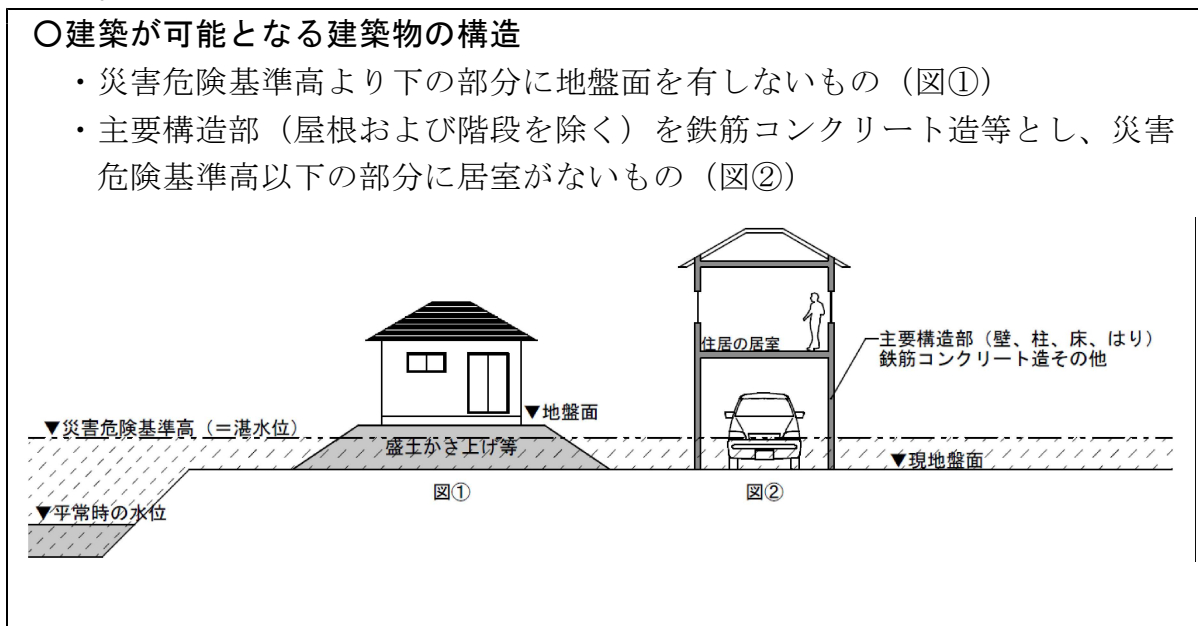
別紙の災害危険区域図における黄色に着色された部分が対象となる予定であり、地番を指定し告示する。

2 建築規制

原則として住居の用に供する建築物は建築することができない。ただし、除外規定を設け、規定に適合する建築物として認定を受けた場合は建築できるものとする。

○建築が可能となる建築物の構造

- ・災害危険基準高より下の部分に地盤面を有しないもの（図①）
- ・主要構造部（屋根および階段を除く）を鉄筋コンクリート造等とし、災害危険基準高以下の部分に居室がないもの（図②）



(3) 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|-------------------|
| 令和4年1月 | 意見公募（パブリックコメント） |
| 令和4年6月 | 市議会定例会へ条例改正議案を提出 |
| | 条例公布、告示 |
| | （約2ヶ月間の条例内容の周知期間） |
| 9月1日 | 条例施行 |